

# 業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度 定山溪地区観光客動態調査業務

## 2 業務の目的

定山溪温泉街を来訪する観光客の動態や定山溪観光に対するイメージ、旅行動機、消費金額などを調査し、今後の定山溪地区における観光施策推進のための基礎資料とすることを目的とするもの。

## 3 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで。

## 4 業務の内容

定山溪温泉街の観光客、外国人観光客を対象として、アンケート調査によるデータの収集を行い、データの分析を行う。

※アンケートは、日、英、中(簡・繁)、韓の5言語で実施すること。

### (1) 調査手法及び調査期間

#### ア 調査手法

##### 直接面接法

調査員が調査地点で抽出した調査対象者(後述)から、アンケート票に基づき面談で聞き取りし、調査員が調査票に記入 もしくは 調査対象者が調査票に記入することを想定。各地点各日最低2名以上配置することを基本とするが、調査員の配置については事前に委託者と協議の上、決定することとする。

※詳細な調査地点については、委託者と協議のうえ決定することとするが、春季・夏季・秋季・冬季ともに5地点での調査を想定している。

#### イ 調査期間

以下に示す各期間のうち土曜日または日曜日を含む2日間

##### 【期間】

- ・春季: 令和8年4月下旬～令和8年5月下旬
- ・夏季: 令和8年7月下旬～令和8年8月下旬
- ・秋季: 令和8年10月1日～令和8年10月31日
- ・冬期: 令和9年2月1日～令和9年2月28日

### (2) 調査対象者の抽出

定山溪地区を訪問する観光客(札幌市内含む)を対象とする。

※訪問観光客の実態に即したサンプリングに努めること。

※特定の年代や性別、旅行形態等に偏らないよう配慮すること。

### (3) 調査項目

観光客の属性や来訪の目的、動態、消費金額、満足度など20問程度を想定。

※調査項目詳細については受託後に委託者から提供する。

### (4) 回収目標サンプル数

道内客(札幌市内含む): 10サンプル × 5箇所 × 2日間 × 4回 = 400 サンプル

道外客 : 10サンプル × 5箇所 × 2日間 × 4回 = 400 サンプル

海外客 : 10サンプル × 5箇所 × 2日間 × 4回 = 400 サンプル

※上記サンプル数を回収目標の目安とし、可能な限り多く回収すること。

また、回収状況が上記サンプル割合から著しく逸脱する場合は、不足対象者を重点的に回収する施策を講じ、調査を実施すること。

なお、調査における実施変更点が発生した際は、委託者と協議・許可のうえ実施すること。

※サンプル数確保のため、協力者には特典を与えるなどの工夫も妨げないが、特典を与える場合は100円程度のものでし、委託者と協議のうえ、受託者が費用負担し

て準備すること。

(5) 回答の確認・集計

アンケート回収票の集計計算ソフトはスプレッドシートにより、入力フォーマットの作成と計算手法の設定を行うこと。

回収したすべてのデータを入力し、別シートにてデータチェックを行い、秋季、冬季のデータソースを編集すること。

また、必要な図表様式を設定し、集計計算(単純集計及びクロス集計)を実施し、それらの結果から各種図表を作成すること。

(6) 成果品

ア 集計結果(ローデータ)の提供

それぞれ次の期日までに提出する想定で委託者と協議のうえ決定すること。

- ・春季)令和8年5月分:令和8年6月中旬
- ・夏季)令和8年8月分:令和8年9月中旬
- ・秋季)令和8年10月分:令和8年11月中旬
- ・冬季)令和9年2月分:令和9年3月上旬

イ 報告書の提出

全調査期間の集計結果を元に、観光客の現状把握や今後の観光施策検討に有益な情報を得るため、特徴や傾向などを分析し、報告書としてまとめ、令和9年3月31日(水)までに提出すること。

※グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するように心がけること。

※報告書の内容については事前に委託者の確認を受けるとし、委託者から必要に応じて修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれに対応すること。

※遅くとも3月10日(水)までに報告書の初稿を提出すること。

【提出物】

- ・報告書 A4サイズ 10部(製本し、背表紙に調査名称を印字)
- ・報告書の電子データ PDF形式及びGoogleドキュメント(文章)及びスプレッドシート形式(表、グラフ、図等)
- ・アンケート結果の集計表及びクロス集計表 スプレッドシート形式
- ・アンケート回答データ スプレッドシート形式

5 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物(以下「本著作権物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた

時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとし、受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

- (6) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

## 7 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 8 連絡先(担当)

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階(北側)  
札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課  
担当: 及川・佐藤  
TEL: 011-211-2376 FAX: 011-211-3048